

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告 骨子案

1 総論

(1) 理念

児童福祉法は実務的な改正が繰り返され、現在にあった理念を明確にし、全ての制度・施策の方向性を示す必要がある。

- 児童福祉法において、子どもの権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）保障を明確にし、そのための家庭への支援を定める。

以下の点に関する意見があり、その他の意見も含めて議論が必要である。

- ・ 代替養育を含むあらゆる措置には子どもの最善の利益を優先させる
- ・ 体罰禁止を盛り込む
- ・ 家庭（代替家庭を含む）での養育を受ける権利に関して盛り込む
- ・ 持続性を重要な目標として、子どもに安全で安定した家庭を保障する

- なお、法文案については、本骨子作成中に幹事会に対して以下の案が提示された。専門委員会の議論の中で成案を得たい。

児童福祉法 1 条及び 2 条に次の事項を加えるものとする。

1. 児童に関するあらゆる措置をとるにあたっては、児童の利益を最も優先しなければならないこと。
2. 何人も児童に体罰その他児童の心身に害悪を及ぼすおそれのある罰を与えてはならないこと。
3. 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに成長するために、その家庭を支援しなければならないこと。
4. 児童がその家庭において生活することが当該児童の利益に反するときは、国及び地方公共団体は当該児童に対し適切な代替的養護を提供する責任を負うこと。また、代替的養護を提供するにあたっては、家庭における養護が優先的に検討されなければならないこと。
5. すべての児童は、等しくその権利を保障されること。

- (2) 国、都道府県、市町村の責務（責任と役割）を明確に区分する。

それぞれの責任が明確にされていないため、それぞれの施策の目的がはっきりしない。それぞれの責任を明確にし、役割を定めるにあたってはその責任に基づいて考えることができるようになる。

別紙図参照

なお、国の「監督」に関して、強制的なものではなく、意見や勧告までであることを合意する。

2 全体に関する制度

(1) 年齢

成人として経済的にも心理的にも自立できる年齢が上がってきている。全体の傾向の中で、支援を必要とする子どもだけの自立が早くなるわけではない。従って、支援の対象となる年齢を引き上げる必要がある。また、児童虐待対応においては親権が及んでいる成人年齢以下は早急に対象年齢とすべきである。

- 児童福祉法の対象年齢 子ども家庭福祉の対応が必要な子どもには 18 歳を超えても対応ができるようにする。

年齢については、児童福祉法全体の対象年齢を成人年齢に引き上げることや、さらに年齢を引き上げることが議論となっている。

(2) 子ども家庭福祉を担う専門職の資格化

子ども家庭支援に当たる児童相談所の職員の専門性の向上は、長年大きな課題となってきた。それを解決するためには明らかな専門性を有する人であることが誰にでも明らかである必要がある。近年の社会的要請も資格により能力が明確化されることにある。全体の専門性を上げるためにもまず指導者の専門性を上げることが必要である。そこで、スーパーバイザーである基幹職員レベルの能力を資格化することで対応することが必要である。

- 児童相談所や市町村において子ども家庭福祉を担う職員の専門性を向上するため、専門職を国家資格として創設する。この資格は SV 資格とする。

- 細部に関しては以下の通り。

①基礎資格（以下の意見が出ている）

- ア 社会福祉士及び精神保健福祉士のみ
- イ 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、心理師、医師
- ウ 上記の様々な組み合わせ
- エ その他の資格を含めるという意見があった

②実務経験

5 年程度の児童福祉に関する実務経験（児童相談所、施設 FSW、市区町村児童

家庭相談、その他)

⇒ 今後広がっていくことが考えられるので、試験を行う機構でどこまでを実務経験と認めるかを承認できるようにしておくことも考えられる。

③資格試験

単なるペーパーテストではなく、ケースレポートを基礎とする

⇒ 詳細は実施機関を含め今後検討する。

④任用要件への反映

児童相談所等 SV、基礎自治体の子ども家庭支援拠点、児童福祉施設等への配置も検討する。

⑤ロードマップ

3年後には資格者ができるようなロードマップとする。

(平成28年度中に到達目標、実務経験の中で何を経験したかのチェックリスト、それを補うための研修、および移行措置のための研修を定め、平成29年度移行措置者の研修を開始し、平成30年度には試験を行えるようにするなどが考えられる)

⑥移行措置

現在の児童相談所、施設 FSW、市区町村児童家庭相談などの児童福祉の現場に5年以上勤務した人が研修を受けて受験できるようにする。

(試験の時点で5年とすれば、現在2～3年の経験があれば可能となる)

(3) 児童福祉司等の配置・任用要件

児童相談所や基礎自治体の子ども家庭支援拠点に必要な人材の質を任用要件で明確化し、量を配置基準で明確化する必要がある。現在の児童福祉法には児童福祉司と所長の任用要件しか定められておらず、その任用要件には「抜け道」とも言えるその他の人材を起用できる道が残されているため、その任につく技能がない人が任用されている実状がある。それを克服するためには適切な人材が配置される任用要件を明確にする必要があり、また、児童相談所等に現状で配置されている必要な人材である児童心理司、保健師、医師などについても検討する必要がある。配置基準もそれぞれに明確にする必要がある。

<任用要件>

- 所長、児童福祉司、児童心理司、スーパーバイザーの任用要件を下記のとおり見直す。
- 児童福祉司の任用資格を見直し、社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司養成校卒業者を基本とし、保健師、保育士、医師や心理学科等卒業者が任用資格を得るためには、それぞれ不足している科目について一定の講習を受けることとする。ま

た、任用にあたっては、任用前研修を一定期間義務づけるものとする。

- 児童心理司に関しては、現在進んでいる公認心理師国家資格の進み方を見極めながら、当分は移行措置としての任用要件を考えるべきという意見があった。
- 児童福祉司、スーパーバイザーの位置付けや任用要件を児童福祉法上に明確にする。また、将来的には、専門資格を持つものを配置することとする。
- 所長の任用資格については、現行のままでよいかどうか検討を行う。児童相談所SVの任用資格者であることを要件とするべきであるという意見があった。

<配置基準>

- 児童福祉司のみならず職員の配置基準は対応件数比を基本として人口比を組み合わせる。

(4) 子どもの権利擁護に関する機関の創設

児童相談所や市区町児童家庭相談が真に子どもの権利擁護を行えているかのチェック機構がない。また、一時保護という子どもにとって重大な処遇を受ける場に関するチェック機構もない。それらの場が子どもの権利擁護を行えているかをチェックし、意見を言える機関が必要である。また、子どもの声を聴く機関がない。他の関連機関にとってもその意見が聞き入れられず、子どもが死亡してしまう例も少なからず存在する。実際の現場では、児童相談所の人材によってその処遇が異なることで危険性が生じることも経験されている。子ども自身もしくは関係機関の申し立てで第三者が児童相談所や市町村等の処遇に関して意見を言えるような仕組みが必要である。

- この組織は第三者性を担保したものとする必要がある。当面は児童福祉審議会も選択肢のひとつである。この機関は、以下の二つの機能を持つ
 - ① 都道府県等の援助方針や措置に関して、そのあり方を調査して勧告を行う
申し立ては子ども本人とその子どもに係わった要保護児童対策地域協議会関係機関とする。
 - ② 第三者評価について、直接調査、視察を行う。
対象は現児童相談所・一時保護所、行政機関から事業の委託を受けた事業所等
予定訪問以外の訪問も受け入れるべきである。

(5) 特別養子縁組制度の見直し

特別養子縁組制度は菊田医師の事件により創設されたため、社会的養護の制度としての意識が少なく、子ども家庭福祉において子どもを守るために適切に利用されているとは言いがたい。一方、これまでの社会的養護は施設中心であったため、社

会的養護における制度の利用が少なかったという事実もある。子どもの養育のパーマネンシーを考えると、児童福祉法において、重要な社会的養護の制度と位置づけ、子どもの福祉のために積極的に利用する必要がある。また、そのために、下記のような必要な制度の変更に関して、所管部署および関係各部署と調整してできるだけ速やかに検討を開始する必要がある。

- 特別養子縁組制度は社会的養護として重要であり、以下の点を含む必要な見直しに向けて所管部署及び関係各部署と調整して出来るだけ速やかに検討を開始する。
 - ・ 年齢制限（現行6歳未満）の見直し等
 - ・ 現行の手続を、特別養子縁組候補児の適格性を判断する手続と、特定の養親候補者との間の養子縁組の適否を判断する手続に分け、前者については児童相談所長に申立権を付与する
 - ・ 特別養子縁組が社会的養護のひとつとして現実に機能するように要件を緩和する方向で見直す。
 - ・ 特別養子となった児童が将来、同養子縁組に至った事情等を知ることができるようにするために、記録を保管する機関、保管する期間、アクセスする仕組みを明確にする。
- 養子縁組成立後の養親や子どもに対し、支援を行うことが必要であり、児童福祉法において都道府県・市区町村・民間あっせん団体等でそれぞれに養育支援を行える仕組みを作る。
- 養子縁組に関する民間のあっせん団体に対する許認可のあり方や体制、事業内容について具体的な検討をできるだけ速やかに行う。

(6) 統計（データベース）の整備と検証

制度や施策を進めていくためには適切にデータを集める必要がある。更に、そのデータが公開され、多くの研究・検討がなされて、よりよい制度・施策につなげることも必要である。一方、現場でも適切な支援を進めるためのデータベースが必要である。この二つのデータベースの構築を個人情報に配慮して行うことが必要である。

また、死亡事例や重大事例の検証も欠かせない。現に、これまでの死亡事例検証により多くのことが明らかになり、施策に繋がってきた。しかし、これまでの死亡事例検証は見逃しを明らかにできないし、病気、事故、自殺等他の死亡との統計的比較が困難である。現在の死亡事例検証を更に有効に行える制度の変更に加えて、海外で行われているような子どもの全ての死の検証（Child Death Review）が行えるような制度の構築が必要である。

<検討すべきデータベース>

以下の二つのデータベースとその連動を検討

- ① 地域での情報共有に役立つデータベース（保健と福祉の情報の共有を含む）の構築
- ② 国としての制度・施策等の向上に役立てることができる個人情報がないデータベースの構築

（上記いずれも個人情報の観点から慎重に検討して構築する）

ロードマップとして、2年程度の研究を行って、3年目にモデル的に実施し、4年目から全国展開（児童相談所の機能の見直しに合わせる）

<検証>

子どもの死全体の検証（Child Death Review）の構築

ロードマップとしては2年後に実施可能とするように構築

現行の重大事例の検証を充実させるために以下の方策をとるという意見があった

- ・ 厚生労働省に専任の調査官を置く
- ・ 調査（面接？）対象として当該児童の親、きょうだい、親族を明記
- ・ 児童相談所の調査権限は検証の場合も含む

3 基礎自治体

（1）地域子ども家庭支援の拠点の整備

今回の報告の基本方向のひとつは、基礎自治体の基盤強化と地域における支援・ソーシャルワーク機能の強化である。本節の各項目は、この方向を具体化するために提案される。また次節の「児童相談所関係」の提案も、この方向を具体化する一環として位置する。

子ども家庭への支援は身近な場所で行われる必要がある。そのためには基礎自治体に子ども家庭支援の拠点を整備する必要がある。東京都の23区で設置されている子ども家庭支援センターはそのモデルとなりえるが、基礎自治体の規模により状況が異なる。国や都道府県はそれが可能になるような基盤整備を積極的に行う必要がある。また、小さい自治体においては、幾つかの自治体が合同で拠点を設けることができるような配慮も必要である。

在宅支援を担う「地域子ども家庭支援の拠点」を整備し、これを市区町村の事業とする。整備のあり方は市区町村の実情を勘案して行う。

この拠点においては、従来、市区町村として対応してきた要保護児童等からの相談支援に加えて、現在児童相談所が担っている育成相談や障害相談などの一般的な相談支援、後述する「児童保護介入機関（仮称、現行の児童相談所）によって通所・

在宅支援措置となった事例の支援の実質を担う。なお、児童保護介入機関（仮称）は、措置事例のマネージメント（進行管理）は引き続き行う。

（2）就学前の保育・教育の質の向上

子どもの関係性の基礎となるアタッチメント形成の時期であり、更に脳の基盤ができる時期でもある乳幼児期の養育は重要である。近年、女性の社会参加が進み、保育所に預けられる子どもが増加し、乳幼児の多くが1日の三分の一以上を保育所で生活している。にもかかわらず、保育所の対子ども保育士数は非常に少ない。子どもにとって最も重要な時期の基盤である保育の質を上げるための保育士数および保育の質の問題を解決することは次世代に重要な意味を持つことになる。また、近年、保育園で「気になる子」が多いことが報告されており、地域との連携が必要となっている。そのために連携を担う人材の配置が必要である。

具体的には、以下の意見があった。

- ・ 在宅支援の費用負担の検討。
- ・ 保育士養成の変革と量的拡大、保育士の待遇改善
- ・ 中核となる保育所等への、保健師、心理担当職員、ソーシャルワーカーの配置を行う。

（3）母子保健における虐待対策の位置づけ

特定妊婦の発見と対応、育児支援、虐待予防に関して母子保健が果たしている役割は大きい。にもかかわらず、母子保健法ではその役割は明確ではない。母子保健法に明確に位置づける必要がある。また、母子保健情報は虐待対応に必要な情報であり、保健と福祉の情報の共有が必要である。また、妊娠葛藤に悩む妊婦の相談に応じるよう努めることも必要である。

4 児童相談所関係

虐待事例の対応が、政令市や児童相談所設置中核市以外の基礎自治体においては、一元化できておらず都道府県が設置する児童相談所と市区町村（基礎自治体）の二元体制で実施されることによる問題点として、児童相談所と基礎自治体の支援のはざまに落ちる事例がある。二元体制による時間のロスと認識の温度差（危機感基礎自治体の方が持ちやすい）が生じるという指摘がある。

現在でも中核市は設置できるが2自治体のみしか設置していない。少なくとも一定規模以上の中核市および特別区は現児童相談所機能を必置とすべきという意見が

あった。一方で、自治体の自由度を確保するために、「もてる」規定とすることが望ましいという意見もあった。

なお、子ども家庭支援における養育支援は市区町村とする。

幹事会では障害相談は児童発達支援センター（市町村からの委託）、手帳交付のための判定は児童相談所業務から分離する。保健相談は保健センター、措置以外の育成相談、養護相談等は子ども家庭総合支援拠点に移行する案が出された。

- 下記の児童相談所の機能分化に関して、全体の統合が必要という意見もあり、以下の点が議論されており、なお議論が必要である。

(1) 通告・初期対応システムの整備

現在、通告先が児童相談所と市区町村の二重となっている。初期には窓口が多い方が通告しやすいという利点をもって制度が作られたが、現在は通告する側に通告内容よっての選択を強いている傾向もある。通告から育児相談まで窓口を一元化する必要性が高まっているとの意見があった。更に、現在の制度では通告を受けたところが調査をすることになっているが、緊急対応が必要なケースも比較的ゆっくりに対応してもよいケースも48時間ルールとなっているために負担が大きく、一方で緊急対応が不完全になる危険もある。通告窓口を一元化するとともに、その緊急性を判断し、初期対応までの期限を設定し、初期対応機関を警察・児童相談所・基礎自治体とその組み合わせで設定する機能を持つシステムが必要である。具体的には以下の意見がある。

- 通告対応（通告、相談対応）組織を児童相談所設置自治体に創設する。189の機能は、虐待通告への対応として広報する。しかし、受け付けた電話にはすべて対応する。この組織をどこに置くかは児童相談所設置自治体の判断であるが、警察や市町村との初期対応システムは強化する必要がある。
- 電話対応窓口は一元化するが、要対協関係機関から基礎自治体への通告は残し、虐待として対応している情報は通告対応組織に伝えることとする。
- 通告対応組織では、通告及び虐待相談に関して緊急性を判断し、初期対応開始期限、初期対応機関を定める。
- その判断に役立てるために基礎自治体との通告事例に関する情報を共有する方法が整備されることが必要である。
- その判断基準に関しては各自治体で設定する。
- 本組織は189が始まっていることから早期に整備することが必要
- 当面は児童相談所内に整備も可能

(2) 介入・支援機能の分化

児童相談所が有する、通告受理、調査、評価、一時保護・アセスメント、措置等の機能を分化・専門化させる。なお、保護する機能と措置する機能が同一機関である問題点として、保護後の関係を考慮するため必要な保護が行われない、あるいは、強権的な保護を行った結果その後の措置が円滑に進まないといった問題点が指摘されてきたことに鑑み、保護部門と措置部門を別の機関（所長は別）で行うことが望ましいとの意見や、同一の所長の元による全体の統合が必要という意見、各部門の連携が円滑に進むような中央の組織を設置するべきであるという意見もあった。

- 調査・評価・措置を行う機関と、措置ケースの支援マネジメント機能を担う機関を分化させる。支援マネジメント機能には支援の枠組みを構築し、進行管理する機能と必要に応じた支援機能を有する。措置ケースの支援はそのマネジメントに基礎自治体や民間との共同支援となる。
- 調査・評価・措置機能機関は現在の児童相談所設置数と同程度とする。
- 支援マネジメント機関の設置数は措置ケースの数等により設定する。
- ロードマップとしては、基礎自治体への移行を含めて、平成 32 年度には新たなシステムが開始できるように以下のように行うことが必要と考える。
 - ・ モデル地域を決めて 28 年度から開始する。
 - ・ 各自治体では条件に応じた計画をに完成する。
 - ・ 徐々に移行を行い、32 年度には新システムでの子ども家庭福祉が開始できるようにする。

(3) 一時保護・アセスメント機能の整備

現在の一時保護所は教育権が保障されておらず、家庭に近い養育とはなっておらず、家庭から分離された子どもに暖かい場所となっているといい難い面がある。子どものニーズに合った生活を与えられるような配慮が必要である。そのために、できるだけ一時保護委託を受けられる里親を養成することが求められる。加えて、一時保護所を小規模化し、個別対応ができるようにすることが必要である。

また一時保護中に迅速に適切なアセスメントができるような配慮が必要である。一時保護を受ける乳児院ではそこでアセスメントできる機能を持たせることも必要である。

- 一時保護所の小規模化、個別対応を可能にする。設備、職員配置基準を大幅に上げ、処遇水準と機能の向上を図る。
- 地域資源として配置し、柔軟な一時保護の活用を促進するとともに、遠距離にある保護所に保護される子どもの心理的負担を軽減し、地域における社会関係の維持を

図る。

- 一時保護所は上記の調査・評価・措置機能機関にできるだけ近い位置で併設できることが望ましい。
- 児童福祉施設への委託推進、一時保護里親を創設し活用する。一時保護費の改善を行う。
- 乳児院のアセスメント機能の充実。
- 学齢期の教育を受ける権利保障。
中学校区に一カ所程度の一時保護ができる場所を確保する。
一時保護所に入所している子どもに関しては、接近禁止命令の適用範囲の拡大や付き添いなどで通学の安全を保障して最寄りの小中学校に通学ができるようにする。
- 第三者評価に関しては一時保護所はできるだけ早く開始する。
- ロードマップに関しては徐々に移行を行い、平成 32 年度には開始できるようにする。

(4) 司法関与

本来、子どもの権利を考えると、子どもが家庭から分離されるという重大な措置がなされる時には司法がその必要性を適切に判断する必要がある。また、その他の司法関与についての改正が必要な項目がある。司法との対応が適切にできるように子ども家庭福祉と司法双方の専門性を高め、子どもにとって真に権利擁護となる処置がなされるような方向性が必要である。

- 一時保護について、親権や子どもの権利に与えている影響等を踏まえ、司法の関与を強めるよう検討を行うべきであり、そのための期限を定めた（期限は定めないと両論併記）ロードマップを作製するべきである。
- その実現のためには、次に関する議論が必要。
 - ・ 裁判所が判断する際の一時保護要件の明確化
 - ・ 調査・評価・措置機能機関における人的体制、専門性の確立
 - ・ 虐待対応件数は地域によって多寡があり、都市部の問題のみに着目した制度とならないよう、地域の実状に配慮が必要。
- 他方、児童相談所が一時保護手続きを躊躇することのないように都道府県・政令市・中核市・特別区の調査・評価・措置機能機関に司法対応を専門に行える人材（弁護士等）を配置するとともに福祉の専門性も強化する。
- 都道府県・政令市・中核市・特別区の調査・評価・措置機能機関の調査権限の強化をはかる（関係機関以外でも調査への協力を義務付ける）。明確な理由が書かれた書面で依頼する。

- 現在の裁判所から児童相談所に対して行われる親指導の勧告について、裁判所から直接、親に対して行うことについて司法との検討を開始し、期限を定めてその方法を確定する必要がある。
- 一方で、裁判所が直接親に対して指導等を行うことについては、行政と司法の役割分担、効果などの観点から慎重な意見もあった。
- 現在の 28 条ケースに関しては、親権が残ることによる措置後の混乱を避けるため、原則として親権停止制度を活用するものとし、その恐れがなく児童福祉法 28 条で足りることが明らかな場合には、それによるものとする。
- 臨検捜索については、その要件となっている再出頭要求を削除する。
- 実務上、児童福祉法第 28 条に基づく裁判所の承認は、施設種別を特定してなされているが、地域の社会資源を把握している児童相談所が施設種別を選択できるよう、裁判所の承認は施設種別を特定しないものとする。
- 児童福祉法の対象年齢を引き上げができない場合、少なくとも、18 歳になる前に同法 27 条 1 項 3 号の措置がとられている児童について、18 歳になった後、同法 31 条 2 項により延長する場合、同法 28 条の承認審判ができることを明記する。
- 現行の接近禁止命令の対象範囲の拡大（児童福祉法 28 条の承認がない場合、社会的養護から自立した場合などへの拡大）や、それに伴う制度上の見直し（発令者を行政機関とするか裁判所とするか、要件をどうするかなど）について、国は、来年度から検討を始める。通所・在宅支援における措置のあり方担い手（民間機関・団体）の育成支援と認定、措置権者の費用負担の仕組みを作る。

（5）通所・在宅支援における措置のあり方

現在、通告ケースの 9 割以上が在宅支援ケースとなっているが、いわゆる「見守り」に終わり、適切な支援がなされているとは言い難い。しかし、支援を行おうとしても、経済的理由や心理的理由でそれを拒否する家族も少なくない。そのような家族に、在宅で基礎自治体の子ども家庭支援拠点による支援を受け入れたり、民間の団体・機関や公的機関等に通所することを義務付けるなどの措置を行えるようにするとともに、そのための財政的支援を行う必要がある。それにより、支援を行う民間の団体や機関も増加していくことが期待できる。

- 虐待を受けた子どものうちの大半を在宅支援が占めるが、適切な支援を受け入れないケースが多い。支援の枠組みを都道府県・政令市・中核市・特別区が措置として設定し、市区町村および市区町村を通して民間が支援を担うがその費用は措置権者が負担することとする。
- 担い手（民間機関・団体）の支援と認定、評価、措置権者の費用負担の仕組みを作る。

5 社会的養護

(1) 継続的な自立支援のシステムの構築

現行制度は、支援の必要性の観点ではなく、一定の年齢に達したことで支援が終結しており問題である。必要な場合には 20 才以降であっても年度単位で、法的枠組みに基づいた支援を継続する。支援は実施できるようにする。担い手は、児童相談所、児童福祉施設。

- 社会的養護による代替的養育を受けた児童、その他虐待防止と自立支援の観点から必要と認めた児童について、児童福祉法の児童の年齢を超えた場合でも、法的枠組みに基づいた支援が必要に応じて継続されるための制度変更を行う。このために基礎自治体・児童相談所に自立支援担当ワーカーの配置を検討する。
- この制度変更ために、児童福祉法の改正、あるいは特例措置の制定を行う。なおこの点について、児童福祉法以外の法制度の制定を求める意見もあった。
- 支援のあり方については、施設入所や里親委託による支援を継続する方法だけでなく、児童の意向等に沿った形で社会的自立が可能となるよう、施設等への措置が解除された後も、地域で必要な支援が公的責任下で提供される仕組みが必要。
- 個々の児童について、施設入所から退所後の支援まで、全体を通じた自立支援計画を作成し、その計画が着実に実行されるシステムづくりが必要。そのために自立支援計画の策定と実行、評価と見直し、終結の過程における機関連携と共同関与を担保するための制度的枠組みを強化する。
- 施設退所後の支援は、児童の状況を把握している施設の職員などが退所後も相談に応じる等、特定の者が継続して関わる仕組みが必要。
- 自立援助ホームの運営基盤を強化し、対象児童の範囲の拡大と機能の向上を図る。

(2) 母子生活支援施設の機能の見直し

特定妊婦支援について母子生活支援施設の機能を強化し、妊娠期から特定妊婦への支援も行う。また、乳児院、助産院、産科医療機関、NPO 法人等が特定妊婦を入所・通所によって支援をおこなえる機能を持たせる。

- 母子生活支援施設の入所対象を妊娠中の女性に拡大し、産前からの支援を行うことを可能にする。あわせて妊娠中に女性に対する必要な支援を可能とする職員配置、設備等について検討する。
- 新たな入所型の施設・機能（仮称・母子ホーム）を創設する。

(3) 里親・養親支援の強化

幹事会提案 里親を養育家庭に名称変更する。

- 里親を養育家庭に名称変更する。
- 養育家庭（里親）の機能分化を検討する。例えば乳児特化型、職業としての養育家庭、一時保護委託型等。あわせて手当の増額を行う。
- 養育家庭支援機関の機能を拡充する。
- 養育家庭事業（仮称）を創設する。これはリクルート、研修、委託前交流、啓発、措置後の支援を業務とする。措置権（措置先家庭の決定）は児童相談所とする。
- 養育家庭事業には、一定の条件を設定し、認可を受けることとする。また適切な監査・評価システムが必要となる。
- 乳幼児は優先的に養育家庭措置を推進する。

(4) 施設ケアの小規模化推進と機能の向上

- 小規模化に伴う予算配分上のインセンティブを強化する。
- ケア職員の確保と専門性の向上を図る。あわせて給与・労働条件の向上を図る。
- ケアの一貫性・永続性の保障を基本原則のひとつとする。そのため、養育家庭（里親）と施設ケアの機能を明確化し、子どもの必要に基づいた代替的養育の選択が可能になるように、資源（養育家庭・ケア施設）を配置する。
- 施設ケアの治療的機能を強化する。

6 特定妊婦への対応

特定妊婦への対応は未だにその支援方法も少なく、使える支援も少ない。特定妊婦のケアが適切にできるような情報の流れ、支援メニューの増加を図る必要がある。

- 要支援児童及び特定妊婦を発見した場合、児童相談所、市町村、または都道府県の設置する福祉事務所に情報提供できるものと定める。
- 特定妊婦支援について母子生活支援施設の機能を強化し、妊娠期から特定妊婦への支援も行う。また、乳児院、助産院、産科医療機関、NPO 法人等が特定妊婦を入所・通所によって支援をおこなえる機能を持たせる。（再掲）

子ども虐待対応に関する国・都道府県等・基礎自治体の責務と役割 (案)

データ収集、統計、分析

制度施策

責務: 子どもの権利を等しく擁護するために、子ども家庭福祉の質を均てん化し、子どもの権利が守られているかどうかを監督・検証し、状況を正確に把握して施策・制度を向上させる。

質の担保
資格制度

子どもの権利擁護
監視、検証

児童相談所設置自治体

(都道府県、政令市、中核市、特別区 必置?)

責務: 子どもへの権利侵害から子どもを保護する

- ・虐待通告窓口・振り分け機能
児相、警察、市区町村とその合同対応
- ・虐待・非行通告事例の調査機能
- ・虐待・非行事例評価機能
- ・措置機能(一時保護委託、施設入所措置、通所措置、在宅措置)
- ・上記措置および再統合に関するマネジメント(中間評価を含む)
- ・重篤事例の一時保護(一般一時保護はできるだけ委託することを原則とする)機能
- ・重大事例の検証

基礎自治体(市区町村)

責務: 子どもの権利が擁護される環境の提供と養育支援

子ども家庭総合支援拠点

自治体内他部署(教育・警察等を含む)・民間等と連携して下記の役割を含め包括支援を行う

- ・要保護児童対策地域協議会調整機関
- ・全戸訪問
- ・相談支援(子育て世代包括支援センター)
- ・一時預かり、ショート・トワイライトステイ
- ・養育支援訪問事業
- ・虐待ケースの在宅支援

養護相談(除: 虐待)、障害相談、育成相談
非行相談(除: 警察の通告、家裁の送致)
里親支援等

保健センター 母子保健事業

要保護児童対策地域協議会

連携委託

民間(入所・通所・家庭訪問等)

社会福祉法人、里親、NPO法人、医療機関、他の民間団体

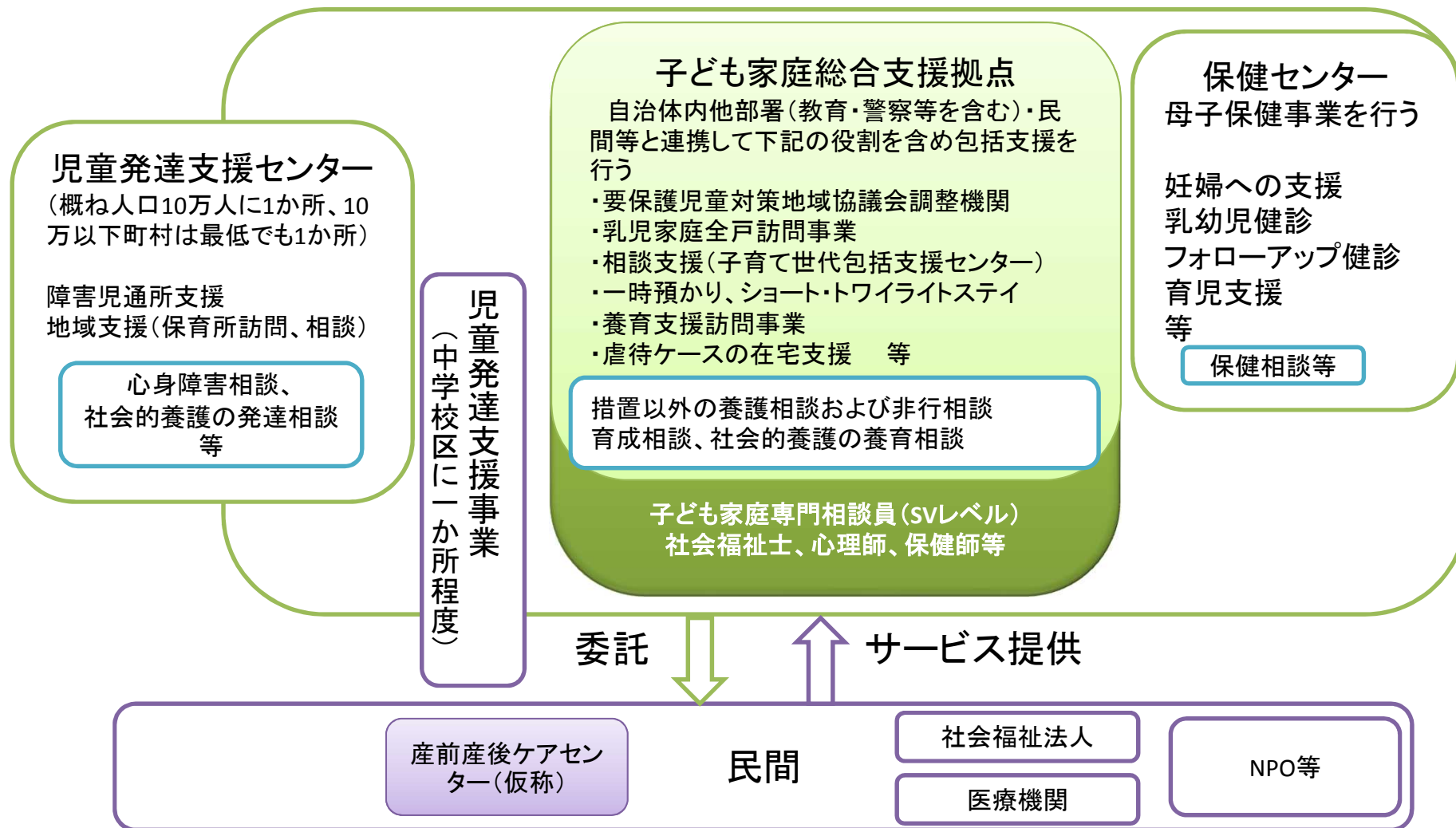
基礎自治体(市区町村)

□ は既存機関

■ は新設機関

□ は現児相機能の移行

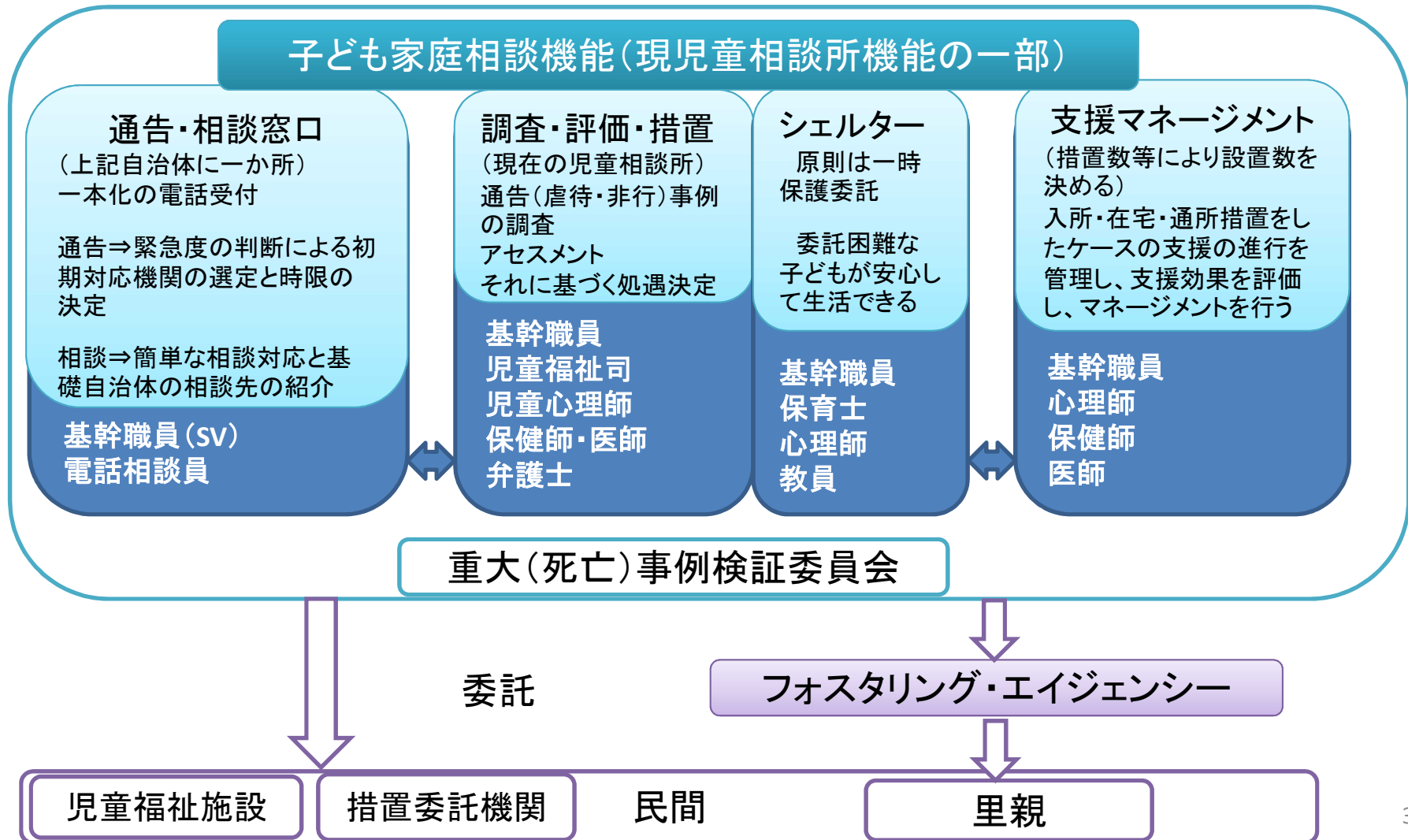
責務: 子どもの権利が擁護される養育環境の提供と養育支援



都道府県・政令市・中核市・特別区

責務: 子どもへの権利侵害から子どもを守る

子ども家庭相談機能(現児童相談所機能の一部)



要保護児童対策地域協議会

- ・調整機関は基礎自治体が担う(現行のまま?)
- ・直接に相談支援を行う部署と調整機関は別の組織とする
- ・調整機関には子ども家庭専門相談員(SV)は必置
- ・措置ケースは支援の枠組みを都道府県・政令市・中核市・特別区の支援マネジメント機能が作り、実際の支援は基礎自治体が担う
- ・措置ケース以外の支援のマネジメントと管轄地域の対象ケースの支援経過の管理(データベース)を行う
- ・特定妊婦の情報の取得をしやすい構造とする

国

責務:子どもの権利を等しく擁護するために、子ども家庭福祉の質を均てん化し、子どもの権利が守られているかどうかを監督・検証し、状況を正確に把握して施策・制度を向上させる。

子ども虐待に関する正確な統計制度を構築
子どもの死全体の検証(Child Death Review)の制度を構築

子ども家庭支援の質の担保として子ども家庭専門相談員(仮称)資格制度を構築
⇒そのための研修と資格認定を行う機構を創設する

子どもの権利擁護に関する監視、検証する制度を構築する

制度・施策の向上